

		<p>第74号</p> <p>登録番号 (4) 5 令和5年3月30日 東京都第一市街地整備事務所 中央区勝どき1丁目7番3号 第一市街地整備事務所ホームページ https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/daiichiseibi/index.html</p>
---	--	--

審議会委員の選挙を実施します

六町地区審議会委員については、令和5年8月5日で任期満了となります。このため、東京都市計画事業六町四丁目付近土地区画整理審議会委員選挙を実施いたします。

※ 詳細は、裏面の【届出が必要となる場合】【選挙人名簿の縦覧】【立候補の届出】及び【日程】をご覧ください。

【審議会の役割】

土地区画整理審議会は、土地区画整理法第56条の規定により設置されるもので、事業を適正かつ公正に行うとともに、皆様のご意見を反映させるなど、同法で定められた重要な事項について、事業施行者に意見を述べたり、同意を与えたりします。

【審議会の構成】

六町地区の土地区画整理審議会のうち権利者代表の委員は、地区内の宅地所有者及び借地権者の中から、それぞれ選挙で選ばれます。権利者別の選挙すべき委員の数は、令和5年6月20日に選挙人名簿の確定と併せて公告します。

なお、残りの委員は土地区画整理事業について学識経験を有する者のうちから選任されます。

【選挙権と被選挙権】

選挙人名簿の作成基準日（令和5年5月4日）現在、宅地所有者または借地権者として名簿に登載されている方が、選挙権（投票する権利）及び被選挙権（立候補する権利）を有します。したがって、宅地所有権と借地権をともに有する方は、それぞれの権利に対して1つずつの選挙権と被選挙権があります。ただし、被選挙権の行使はどちらか一方に限られます。

裏面の【届出が必要となる場合】に該当する方は、お早めに六町地区整備事務所（足立区六町三丁目4番36号）で所定の手続きをお願いします。

【届出が必要となる場合】

届出が必要な方	必要書類	いつまでに
権利者死亡による相続登記がなされていない方 (借地権者も含む)	①所有権移転届出書(宅地所有者の場合) 権利変動届出書(借地権者の場合) ②相続を証する書類 ・土地登記事項証明書(土地登記簿謄本) ・死亡された方と相続人との関係がわかる戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) ・相続人の住民票 ・その他相続の事実が記載された書類(遺産分割協議書等) ③相続人全員の本人確認書類	令和5年5月2日(火)まで
借地権が未登記かつ未届けの方	①借地権申告書 ※借地権者、宅地所有者の署名がされているもの。 ②借地権者、宅地所有者の本人確認書類	
共有権利者で ・代表者選任通知が未提出の方 ・代表者選任通知が提出済みで、共有の構成員に増減、異動があった方 (借地権者も含む)	①代表者選任通知 ※代表者、共有者全員の署名及び実印による押印がされているもの。 ②代表者、共有者全員の印鑑証明書	

※ 上記の届出等必要な手続きを済ませていないと、選挙人名簿に対する異議申出や立候補及び投票をしていただくことができませんのでご注意ください。

※ 届出等の用紙は六町地区整備事務所にあります。公的な証明書類は、発行後3ヶ月以内のもの、本人確認書類は、運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等をご用意下さい。

【選挙人名簿の縦覧】

選挙人名簿は、令和5年5月19日(金)から6月1日(木)まで、土曜日・日曜日も含め毎日午前9時から午後5時まで、六町地区整備事務所で縦覧します。この期間内であれば、選挙人名簿に対する異議申出ができます。

【立候補の届出】

立候補の届出は、令和5年6月21日(水)から同月30日(金)まで、土曜日・日曜日も含め毎日午前9時から午後5時まで、六町地区整備事務所で受け付けます。

※ 異議申出や立候補の届出の際は、本人確認書類をお持ちください。

選挙事務についての問い合わせ先

東京都第一市街地整備事務所 管理課 調査清算担当 03-3534-3405

日 程

事 項	期日・期間	事 務 の 概 要	
選挙期日及び選挙人名簿縦覧期間の公告	令和5年4月14日(金)	東京都公報に登載します。	
選挙人名簿作成基準日	令和5年5月4日(木)	基準日現在における宅地所有者及び借地権者が、選挙人名簿に登載されます。 この名簿に登載された方だけが、選挙権及び被選挙権を行使できます。	
選挙人名簿の縦覧及び名簿に対する異議申出	令和5年5月19日(金)から6月1日(木)まで(2週間) (土曜日・日曜日を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・縦覧場所 六町地区整備事務所 電話(5851)2032 ・縦覧時間 午前9時から午後5時まで ・名簿に誤りや記載漏れがある場合は、この期間中に異議の申出ができます。 ただし、共有の場合は、代表者だけが異議の申出ができます。 	
選挙人名簿の確定及び選挙すべき委員の数の公告	令和5年6月20日(火)	選挙人名簿の確定及び選挙すべき委員の数(宅地所有者・借地権者別)を東京都公報に登載します。	
立候補の届出	令和5年6月21日(水)から同月30日(金)まで(10日間) (土曜日・日曜日を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・受付場所 六町地区整備事務所 電話(5851)2032 ・受付時間 午前9時から午後5時まで 立候補をされる方は、この期間に届出をしてください。ただし、次のいずれかに該当する方は、立候補はできません(欠格条項)。 <ul style="list-style-type: none"> ・未成年者 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者 	
立候補者の氏名及び住所の公告	令和5年7月3日(月)	立候補者の氏名及び住所を東京都公報に登載します。	
無投票の場合※	投票を行わない旨の公告	令和5年7月3日(月)	届出のあった候補者数が選挙すべき委員数以下の場合は投票は行いませんので、その旨を東京都公報に登載します。
投票の場合※	選挙場等の公告	令和5年7月14日(金)	選挙場、投票時間、開票日時を東京都公報に登載します。
	選挙期日(投票日)及び開票日	令和5年7月23日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙場 六町地区整備事務所 (予定) ・投票時間 午前7時から午後8時まで(予定) ・開票時間 午後8時10分から (予定)

※無投票となった場合は7月3日以降に「投票を行わない通知書」を、投票を実施する場合は7月14日以降に「投票実施通知書」を選挙権を有する方に送付します。
「投票実施通知書」は選挙当日、選挙場において投票用紙と引き換えますので、必ずご持参ください。

補欠選挙による審議会委員が決まりました

土地区画整理審議会の宅地所有者委員の欠員に伴う補欠選挙が行われました。

立候補者（4名）が欠員数（4名）を超えなかったため、全員が当選人となり、令和5年2月20日付東京都公報で公告しました。

加藤 邦彰 久保田 由美子 宮崎 十三 伊藤 貴美子

土地区画整理審議会の開催状況について

令和5年3月9日に補欠選挙後初めての審議会（第145回）が開催され、新審議会委員の紹介と会長互選等（会長に大串委員、会長代理に竹内委員）が行われました。

事業についての問い合わせ先

土地区画整理事業についてのご不明な点やご相談は、下記にお問い合わせください。

工事に関することについて	六町地区整備事務所工事担当	03-5851-2034
審議会について	管理課調査清算担当	03-3534-3405
補償契約について	補償課補償担当	03-3534-3407
移転計画、物件調査について	補償課移転担当	03-3534-3413
事業計画について	事業課計画担当	03-3534-3419
換地に関することについて	事業課六町換地担当	03-3534-3427
建築行為等の制限について	六町地区整備事務所工務担当 または事業課計画担当	03-5851-2032 03-3534-3419
仮換地指定証明について	六町地区整備事務所工務担当 または事業課六町換地担当	03-5851-2032 03-3534-3427
工事施工承認申請など	六町地区整備事務所工務担当	03-5851-2032